

Konggeres Ekonomi Bumiputra

(Economic Congress for the Indigenous People)

I

1957年の旧マラヤ連邦の人口統計^(注1)によれば、マレー系有業人口1102万3729人のうち、農林漁業およびその加工業に従事する者が74万9319人(75%)を占め、製造業・建設業・商業に従事する者はわずか8万0438人(0.8%)を占めるにすぎなかった。これに対し、中国系、インド系の有業人口それぞれ77万1963人、31万2956人のうち、製造業・建設業・商業に従事する人口は、それぞれ25万7187人(33%)、5万5169人(18%)を占め、これら移民人口の製造業・商業に占めるウエイトが圧倒的に高いことを示している。このような人種別、産業別有業人口の構成比率が、過去1世紀半(特にこの半世紀の間)にわたるイギリスのマラヤ支配の過程で形成されたことは、すでに衆知のことであろう。

1957年8月31日に独立した旧マラヤ連邦はこのようなマレー系住民の経済的遅れを克服するために、憲法153条(これはマレーシア憲法においても153条として継承されている)において、「マレー人の特権」(the special position of the Malays)を規定して、公務員への編入、奨学金制度、商業貿易等のライセンス賦与等に当たってマレー人の優先権を認めるとともに、創始産業法[Pioneer Industry (Relief from Income Tax) Ordinance, 1958]の執行に当たっては、マレー人の持株、経営参加、雇用等を積極的に進める政策をとってきたのである。しかし、長い間にわたって形成され、ほぼ固定化されてきたマレー人と非マレー人との職業上の隔離は、一朝一夕にして変革できるものではなかった。多くの教育を受けたマレー人^(注2)は、その先輩と同じように中央または地方の公務員となることを安全にして確実な生活保障の道として選ぶことをやめることはなかった。農村は、マラヤ政府の第2次5カ年計画によってめざましい社会的間接資本の充実をみたとはいえ、そこに人材が供給されないという意味においては、製造業、商業部門と同じように依然として忘れられた部門に属していたのであった。

さる6月5日から3日間にわたって開かれた Konggeres Ekonomi Bumiputra(マレー語で bumi は earth, world,

soil, putra は son の意味。したがって、“sons of the soil” という意味になる。日本語の適訳がないので、『アジアの動向』(1965年6月号)のように「原住民経済会議」(pp.111~113)と訳すこともできよう。ここでは原文をそのまま使い、以下、KEB と略す)は、このような現状を正しく認識し、マレー人を中心とする土着の人々の農業上の諸問題および商工業への積極的参加を喚起するために、中央政府主催(中心は国家農村開発省)の下に開かれた最初の大規模な経済会議であった。会議は、ラーマン首相の開会の辞に始まり、七つの作業委員会(資本、工業、商業、サービス、訓練、市場、土地)から提出された(これらの委員会は1965年初めに発足)レポートをめぐって討議が展開され、69の決議とラザク副首相の開会の辞をもって、3日間にわたる会議を閉じたのであった。

ラーマン首相は政府、公社、公団、商工業界、各州から集まった400人の代表を前にして、開会の辞において土着の人々の経済的条件を向上させるために、ヨーロッパ人、中国系住民、インド系住民の協力を求めるとともに、政府の施策を成功させるために土着の人々自身が、自分の生活を向上させる意欲と勤勉と忍耐と理解力をもつべきことを強調している。そして、現在まで多くの土着の人々が、「手を伸ばせばそこに食物があるという安易な生活」に慣れて、「自分たちの生活を向上させる努力を怠っていた」こと、これに対し「中国人、インド人は困難を克服して、貧困を脱却する努力を続けてきたこと」を述べ、また、依然として多くの教育を受けた者が公務員か、ホワイト・カラーになることを夢みて、商工業に参加する意思のないことを批判している。そして、「政府は今後とも、いくたのサービスを提供するであろう。しかし、土着の人々自身が“経済生活の向上”という共通の目的に向かって絶えざる努力を続けなければならない」とその開会の辞を結んでいる(以上 *The Sunday Times*, *The Sunday Mail*, June 6, 1965 より引用)。

次いで会議は七つの委員会より提出された working paperをめぐる討議にはいったのであるが、以下に各委員会のレポートの内容を紹介していこう [*Kerdas² Kerja* (Working Paper), KEB]。

(注1) Dept. of Statistics, Fed. of Malaya, 1957 Population Census of the Federation of Malaya, Report No. 14, Table 11, 1960.

(注2) マラヤ大学の1965年の学生統計によれば、学生総数2835人のうち、マレー系学生は721人(25.43%)となっており、そのうち606人は人文学部に所属しており、そのほとんどは公務員志望といわれている。なお、マラヤ大学において、マレー系の理科系学生が少ないという現状について、Aziz 教授は、“Poverty, Proteins and Disguised Starvation” (*Kajian Ekonomi Malaysia*, Vol. II, No. 1, June 1965, pp. 29~30) の中で、現在においても農村では、ほとんど理科教育を受ける機会のないことを指摘して、つぎのように述べている。「大学において、理科を専攻するマレー系学生が少ないということは、“植民地的”教育制度の破綻を示すものであって、けっしてマレー人が理科という学科を拒否したことを示すものではない」と述べている。

II

(1) 資本 (委員長は中央銀行総裁 Dato' Ismail bin Mohamed Ali)

資本については、まず資本蓄積の方法として貯蓄の必要性を強調するとともに、貯蓄の方法として従来の方法(個人的貯蓄を中心とする)を改めて、公的な機関に貯蓄することを勧めている。つぎに、潜在的な資本としては、一つには土着の人々の農業生産からの貯蓄と、一つには回教徒の取める Zakat, Fitrah(注3) の活用をあげている。委員会の試算データによれば、その金額はそれぞれつぎのごとくなっている。

マラヤ州の農業生産 (単位: 100万マラヤ・ドル)

	1960	1961	1962	1963
米	225.7	243.8	231.4	251.4
ゴム小農	379.8	397.0	403.6	425.9
ヤシ小農	126.6	114.9	89.7	94.1
漁業	118.1	133.9	154.3	157.0
家畜	164.1	233.2	265.2	286.1
合計	1,014.3	1,122.8	1,144.1	1,214.5

もし、このうち2%を貯蓄するとすれば、毎年2400万マラヤ・ドル前後の資金を作りうることを指摘している。

Zakat と Fitrah のファンド (単位: マラヤ・ドル)

	1960	1961	1962	1963
マラッカ州		113,280	109,463	142,898
ネグリ・スンビラン州	10,250	74,889	119,270	122,396
ケランタン州		433,067	459,958	506,529
ペルリス州	3,398,926*	204,112	214,350	164,928

(注) *1960年までの合計額。

これらは、今、各州の権限(州の宗教局)に属しているが、これらのファンドを宗教および慈善等の目的に使った後(注4)、中央のファンドに一本化して、回教徒のための資本投下に使うことの可能性を指摘している。

次いで、レポートは、協同組合、郵便貯金、巡礼貯金(Muslim Pilgrims Savings Corporation)、国民投資会社(The National Investment Company Ltd.)等の貯蓄機関の現状にふれ、これら機関の有効な活用を説いている。

つぎに、融資機関としては、マレーシア工業開発金融公社(The Malaysian Industrial Development Finance Ltd. 以下 MIDFL と略す)、農村工業開発庁(The Rural and Industrial Development Authority. 以下, RIDA と略称。これはすでに Majlis Amanah Ra'ayat と改称された。この点については後述)の現状にふれ、その改善を説いている。

最後にレポートは、天然資源を開発するための公社の設立と、そこへの土着の人々の参加の可能性を指摘している。

しかし、このレポートが強調していることは、支出を抑制して貯蓄にまわすことによって、自分の属する社会集団の将来の富と繁栄に備える態度を確立すべきことの指摘である。

(2) 商業、事業 (委員長は通商産業省事務次官 Raja Mohar bin Raja Badiozaman)

商業については、まず現在マラヤにおいて7000のマレー人の小売商があるが、そのうち1000がRIDAより融資を受けていることを指摘した後、多くのマレー人の商人は、(i)十分な商売の知識もなく、(ii)資本も乏しく、(iii)政府その他に雇用される機会を失ったために商売をやっている者が多いと述べている。特に一部のマレー人には、一晩で“tanke”(中国語よりきたマレー語で中国人の経営者を一般にさす)になることを望んでいる者がいることを指摘している。そして、これらの欠陥を除去するために、商売の know-how をよく知ること、経験をつむこと、一定の貯蓄の必要、融資機関の利用、訓練機関を設けること、協同して「規模の経済」を生かすこと、市

場調査の必要、販売機関の確立等を説いている。このうち、融資のことに関連して、マレー人の土地は多く Malay Reservesの中にあるため、金融機関で担保にとらないことを指摘していることを付け加えておこう。

(3) サービス(委員長は通商産業副大臣 Abdul Khalid bin Awang Osman)

サービスについては、現在の激しい競争の時代において、サービスが企業の成功の必須条件であることから説き起こし、サービスとは企業目的達成のための種々の手段をさすものと規定して、それには、(イ)経営、(ロ)技術、(ハ)運輸、(ニ)機械、(ホ)法律・行政、(ヘ)雇用、(ト)立地・工場設計、(チ)調査予測・統計、の各分野があることを指摘している。このうち、経営については、多くの土着の企業家における経営能力の低さ、考え方の甘さ(企業をギャンプルとのみ考える)を改善すべきこと、技術については新しい技術導入の必要性、運輸についてはその手段の欠如のため農民が生産物の正当な報酬を受け取れず中間商人(middleman)に搾取されていること、機械については不当な貸借価格を支払って機械を借用している例の多いこと、法律・行政については依然として知識が貧弱なこと、雇用については、まだ創始産業その他の企業におけるマレー人の雇用が少ないこと、立地については都市部での土地取得には高い“coffee money”が要求されるため土着民の入手は困難であること、調査・統計についても土着民が利用しうる形では、きわめて限られていること、等の現状を述べた後、いくつかの方策を示唆している。

(4) 農産物市場(委員長は農業協同組合大臣Mohamed Ghazali bin Haji Jawi)

農産物市場については、まずマレーシアにおける農業のウエイト(1962年で国民総生産の49%)から説き起こし、人口増加に対応しつつ食料自給率(マラヤ州で現在約60%)を引き上げるために、農産物市場の改善が焦眉の急となっていることを指摘している。そしてレポートは「マレーシアの農民、漁民はその経営規模の狭少さと、資本の欠如のために、取引の能力を十分にもたず、また自分たちの収穫に対して正当な価格を受け取る手段に欠けており、中間商人の支配の下におかれている」(Kerdas Kerja, KEB, p. 91)と述べ、さらに市場の完全な発展を妨げているものが、農漁村の信用貸し制度とそれによる農漁民の負債にあることを強調している。そして、信用貸し制度としては「商人の金貸し」(merchant-money lender), “padi kuncha”等のシステムが、現在も100%

近い利子(注5)を取って農漁民を支配していることを指摘している。次いでレポートは、これら農民の土地所有規模の零細さ(1960年農業センサスによれば、米作農家の平均土地保有は2.5エーカー、ゴム小農では5.3エーカーとなっている)、度量衡の不統一、運輸手段の欠如、保存施設の欠如、農産物価格の変動性、商品知識の欠如等が相まって、農産物市場の円滑な機能を妨げていることを述べている。さらに協同組合も、(イ)農民と中間商人との密接な関係の存在、(ロ)農民の中間商人への金融・販売上の依存度の強さ、(ハ)農民の間の協同組合に対する無理解、(ニ)農民における指導層の欠如、(ホ)協同組合販売組織の根本的な非能率性、等のために伸び悩んでいることを指摘している。そして結論として、農村の低位生産性→低収入→負債→中間商人の支配という問題を解決するためには、市場と信用貸しを統一的に解決する方法が講ぜられるべきことを強調している。すなわち、農民の負債からの解放なくしては、市場問題の解決はないことを強く訴えている。

(5) 訓練(委員長は下院議員でマレー商工会議所連盟の書記長 Hanafiah bin Hussein)

訓練については、レポートは1969年までに成果をあげうる短期の訓練計画を勧告するという前提で、(イ)商業、(ロ)工業、(ハ)技術、技能、(ニ)専門職業、の四つの訓練計画について述べている。特に RIDA Training College の拡大を強調している。

(6) 工業(委員長は RIDA の工業局長 Wan Abdul Hamid bin Dato' Mohd. Salleh)

工業への土着の人々の参加については、まずこれらの人々が商工業においてははるかに遅れて出発しようとしている(a late starter)ために、政府としてその不利を補うためのいくたの施策が講ぜらるべきことを指摘した後、究極的にその成否を決めるものは、当然かれら自身の創意と判断と不撓不屈さにあることを強調している。そして、レポートは、工業への参加というのは、これらの所有(ownership)、経営への参加を意味するものであることを述べ、現在のマレーシアにおける工業化の必要を、人口増加と経済構造の変化の中に求めている。そして、現在までの政府の施策を、(イ)社会的間接資本の充実、(ロ)創始産業法、(ハ)マレーシア工業開発金融公社(MIDFL)、(ニ)連邦工業開発庁(Federal Industrial Development Authority. 1965年法律第13号で1月18日に法律は成立したが、まだ長官の人選で難航して活動していない)等の活動を通してふり振り返りながら、依然として土着の人々は

資料

資本と know-how の欠如のため積極的に工業に参加するにいたっていないことを述べている。そして、レポートは、日本の明治維新以後の官業方式を紹介しつつ、政府が、一定の工業に直接参加すべきことを強く訴えている。そして、これらの企業が十分に育った後に、日本の例にならって、民間に払い下げる方策を示唆している。わたくしは Wan A. Hamid がこのレポートを準備していたとき、よくかれに会って意見を交換したことがあるが、かれが日本に関心をもっているのは、一つにはアジアにおける日本という客観的地位によることはもちろんであるが、一つには1942~44年にわたってマラヤ大学の Aziz 教授（教授は早稲田大学）といっしょに、東京農科大学に学んだという学生時代の思い出にもつながっているように思われる。かれは、現在は改組された MARA の工業局長として、土着の人々の工業参加のために積極的に活躍しており、かれの考え方はすでにわたくしが書評を書いた Wang Gungwu 教授編の『マレーシア』（Donald Moore, 1964）の中の「現代マラヤの宗教と文化」という論文からうかがい知ることができるのであり、わたくしもかれの活躍にひそかな期待を寄せている1人である。

(7) 土地（委員長は国家農村開発省事務次官 Ma'arof bin Sheikh Ahmad）

土地については、レポートは農地、山林、鉱山、都市の商業用地の四つに分けて論じている。

まず農地については、マレー人の所有する農地面積を、つぎのごとく推定している。

マレー人の作物別所有地面積

ゴム	1,000,000エーカー
米	900,000エーカー
ココナット	300,000エーカー
果樹園	91,267エーカー

そして、マレー人の農民の直面している共通の問題として、(i)所有地の非経済性(零細性)、(ii)小作問題、(iii)市場、(iv)低位生産性、の四つをあげ、それぞれについて、つぎのように述べている。

もし、政府のいうように、月収300~350マラヤ・ドルを農民に保障するためには、ゴムで6エーカー、米で18エーカー、油ヤシで10エーカー、ココナットで18エーカーの土地を耕作しなければならないが、実際にはつぎのように5エーカー以下の小農が過半数を占めていると指摘している（この表は、マレー人の小農のみでなく、全

5エーカー以下の小農

作物	5エーカー以下の小農	
	全農家に占める比率 (%)	総面積(エーカー)
ゴム	43.36	970,223
米	66.48	542,144
ココナット	58.30	250,282
果樹園	65.05	91,267
その他	8.00	27,188
計		1,881,104
小農園の総面積		3,861,104エーカー
5エーカー以下の小農園の比率		48.7%

小農を取り上げているが、多くのマレー系小農は当然5エーカー以下に集中している。

そして、このような土地の狭少化の理由として、(i)土地の細分化または分散化、(ii)人口の増加、(iii)相続法の三つをあげている。そしてイスラムの相続法と、他の雇用機会の欠如のために、多くのマレー系農民がますます狭少な土地に固執する傾向を指摘している。しかし、イスラム法においても、相続権者がすべて法のとおり土地を細分化して相続する必要はなく、1人が相続して、他の者はそのシェアにあずかる形も可能である以上、レポートはケランタンの土地法（“Land Enactment, 1938” § 37 (a)において250平方dèpa（dèpaは6フィート、したがって1500平方フィート）以下の細分化を禁止している）、最近の National Land Code (Act of 1965, § 136 (1) (f) (i)において、農地の1エーカー以下の細分化を禁止している)のような細分化を禁止する法令の制定と、既存の狭少な耕地の統合を促進する法令の制定を勧告している。次いで、農村人口の増加については、1960年農業センサスと年率3.2%の人口増加率からみて、年間1万5000人の増加が見込まれ、このための土地として15万エーカー（1人当たり10エーカーとして）、既存の狭少な土地所有者のための土地増加分として12万5000エーカー、合わせて年間27万5000エーカーの土地造成が必要であるが、現在の Federal Land Development Authority および各州の土地造成は年間9万エーカーにすぎないことを指摘している。また小作農については、1960年農業センサスによれば4万4992農家となっているが、この数はその後増加していると考えられ、1955年の Padi Cultivators (Central of Rent and Security of Tenure) Ordinance も十分に活用されておらず、小作農民は、(i)小作契約の不安定さ、(ii)高率小作料および“tea money”に悩まされ、結果としては土地耕作の等閑視が起こっていることを指摘している。そして、レポートは、これらのいくた

の難問題を解決するための政府の施策と、農民側の自発的運動 (Farmers' Association のような) の強化の必要を訴えている。特に、勧告の中で、台湾、日本、インド、ビルマで行なわれたような土地改革の導入を、マラヤにおいても真剣に研究すべきことを強調している。

なお各作物別の平均1エーカー当たりの年間収入の試算 (農業協同組合省の試算) を下に掲げておこう (注6)。

つぎに山林については、マラヤ州の山林が国有林で1万3357平方マイル、州有林が1万8680平方マイルあり、これらの山林が毎年各州で公開入札、または直接割当ての方法により、材木業者に伐採権が与えられるようになっているが、公開入札の場合、マレー人が落札することはきわめて困難な状況にあると述べている。1964年末において、マレー系の伐採権者が428人 (49万6901エーカー)、非マレー人が802人 (86万0515エーカー) となっているが、マレー系の場合、その権利がさらに非マレー系の業者に再譲渡されている例が多く、かつマレー系の業者は資本も乏しく、市場組織も弱く、材木業の知識も貧弱であることを指摘している。また製材業者は、現在マレー人で44人、非マレー人で410人となっており、山林の分野においても、マレー系の遅れが目だっていることを指摘している。

つぎに鉱山については1958年の National Land Council Paper (No. 10/58) において、マレー人の鉱山業への参加を奨励する方策が打ち出されたにもかかわらず、現在においてマラヤ州の鉱区51万5085エーカーのうち、マ

レー人の権利下にあるものは、わずか1万0559エーカー (全体の2%) であって、しかも、そのうち実際マレー人によって操業されているものは、1401エーカーにすぎない、と述べている。そして、その原因は、資本の欠如 (Dredge 方式の錫採掘には700~1200万マラヤ・ドル、Gravel Pump 方式の錫採掘には10万マラヤ・ドルの資本が必要とされる)、技術的知識、経験の欠如が指摘されている。しかし、鉱山業における雇用の面からみると、もちろん中国人が2万8485人と最も多く、次いでマレー人が1万1290人となっており、全雇用者の25%を占めているが、ただ Gravel Pump 方式に関するかぎり、中国人が独占的地位 (中国人1万9327人に対し、マレー人1881人) を占めていることを指摘している。ということは、比較的 local 資本で可能な方式である Gravel Pump についての know-how をマレー人が獲得しにくいという意味を述べている (なお Dredge 方式は1社を除きすべて外国資本の手にある)。

次いで、大都市の商業用地については、すでに譲渡されつくしているのが、今後新たに土着の人々が進出しうる余地はきわめて少ないので、しかるべく新開地を求めざるほかないことを指摘している。

以上において KEB の七つの委員会のレポートの内容を紹介したのであるが、会議においては、これらの諸問題を解決するのに資本主義的な方式でゆくのか、もっと協同組合的方式を強化するのかの方法について、激しく意見がたたかわされたが、その点については明確な結論

作物別エーカー当たり年間の生産高と収入の比較

作物	年間生産高	単位当たり価格	農民の受取り価格	年間の総収入	年間の*生産コスト	年間の収入
米 (1期作)	350ガントン	M\$12/ビクル	M\$10/ビクル	M\$140.00	M\$33.00	M\$107.00
		14	12	168.00	33.80	135.00
		16	14	196.00	33.00	163.00
米 (2期作)	600ガントン	M\$12/ビクル	\$10/ビクル	M\$240.00	M\$67.00	M\$173.00
		14	12	288.00	67.00	221.00
		16	14	336.00	67.00	269.00
ゴム	1,280ポンド	€60/ポンド	€47/ポンド	M\$601.60	M\$29.00	M\$572.60
		70	55	704.00	29.00	675.00
		80	63	806.40	29.00	777.40
ココナット	7ビクル	M\$22/ビクル	M\$17/ビクル	M\$119.00	M\$31.00	M\$88.00
		26	21	147.00	31.00	116.00
		30	25	175.00	31.00	144.00
油ヤシ	8トン	M\$70/トン	M\$60/トン	M\$480.00	M\$25.00	M\$455.00
		80	65	520.00	25.00	495.00
		90	70	560.00	25.00	535.00

(注) * 家族労働を前提として、雇用労働を含まない。

を出さないままに、つぎのような69の決議を採択して、KEB を閉じたのであった。

(注3) zakat, fitrab とはいずれも回教徒に課せられる宗教税(10分の1税)のごときのものであって、zakatは一定の財産所有者の穀物、果物、家畜、金銀、商品等に対して、一定率で課せられる。マラヤでは、米作農民について、年間450ガンタン以上の収穫に対して10分の1の割合で課せられる。fitrab は人頭割りに近く、マラヤでは各州で異なるが、1人につき1年間に1.00~1.20マラヤ・ドルの割合で課せられる。これらについては、T. B. Wilson, *The Economics of Padi Production in North Malaya, Part I, "Land Tenure, Rents, Land Use and Fragmentation"*, June 1958, p. 20, p. 27 参照。

(注4) zakat, fitrab のマラヤにおける現状については、関西大学藤本勝次教授の実態調査の結果に詳しいが(未発表)、わたくしが教授から聞いた範囲では、慈善、宗教上の目的以外にも、種々の支出が行なわれているといわれる。

(注5) "padi kuncha" は一種の信用貸し制度であるが、それが高利貸的に機能している実態については、前掲 T. B. Wilson に詳しい。また、これを紹介した玉井虎雄、『マラヤの土地問題』(「アジアの土地改革」II, 調査研究報告双書第44集, アジア経済研究所, 昭和38年)においても論ぜられている。

(注6) これと同じ試算として、前マラヤ大学地理学科教授の Robert Ho の行なったものがあるが、若干の違いがある("Mixed-Farming and Multiple-Cropping in Malaya", *The Journal of Tropical Geography*, Vol. 16, Oct. 1962, p. 3)。参考までに掲げよう。

ゴム	250~450	(マラヤ・ドル)
ココナット	60~180	"
米(マラヤの平均)	183	"
"(2期作, Province Wellesley州)	600	"
"(2期作, Tanjong Karan)	700	"

III

決議(抄訳)

1. RIDA を資本力においても組織においても強化し、MARA (Majlis Amanah Rayat Bumiputra) と改称すること。
2. 政府出資による Bank Bumiputra を設立し、将来、その株を Bumiputra に売り渡すこと。

3. Apex Bank (協同組合中央銀行) の地位を強化すること。
4. 鉱山資源の開発のため政府出資による公社を作り、その株を Bumiputra に売り渡すこと。
5. National Investment Company (マレー系投資会社) の地位を強化すること。
6. 回教学者の会議を開き、zakat, fitrab 等の処理について Bumiputra の利益になるように改正すること。
7. 政府は Bumiputra に商業、貿易の必要を宣布すること。
8. 小学校の教課の中に、商業、取引の課程を設けること。
9. Bumiputra 自身の情報機関をもつこと。
10. 政府は Bumiputra に、もっと多くの商業、取引についての訓練の機会を与えること。
11. 政府は Bumiputra に、特別の指導、勧告を行なうこと。
12. 政府、半政府機関は、もっと Bumiputra に種々の機会を与えるよう努めるべきこと。
13. Bumiputra による外国視察をふやすこと。
14. 在外の代表機関は、さらに多くの商業、貿易の情報を Bumiputra に与えるべきこと。
15. 政府は joint venture への Bumiputra の参加を奨励すべきこと。
16. Bumiputra の商取引業者と他の業者との接触を強めること。
17. Bumiputra のための商業知識の提供。
18. Bumiputra のための統計処理機関の設置。
19. マレー商工会議所は、自己の情報機関を設置すべきこと。
20. Bumiputra の企業、会議所は、当初政府の補助を得て、経験のある秘書を雇うこと。
21. 政府は、商取引に関する法令を Bumiputra の地位を強化するという観点から、検討すべきこと。
22. Bumiputra の小売商人から貿易業者にいたるすべての段階の人々の連絡を強化すること。
23. あらゆる地区、村に協同組合を作るよう奨励すること。
24. Bumiputra の参加する大企業を都市に作ること。
25. あらゆる段階の Tender commission に必ず1人の Bumiputra を委員として加えること。
26. 農産物、特に Bumiputra の生産物のマーケティングを改善すること。

27. 政府は、農産物市場についての権限と権威のある機関を作るべきこと。
28. 市場についての調査、研究を行なうこと。
29. 農民に生産の成果を保障するため、生産コストを標準化すること。
30. 市街地の州有地で商業用地として適当な所は Bumiputra に割り当てること。
31. 新しい都市、工業団地の開発に当たっては、その中の商業用適地を Bumiputra に保留すること。
32. RIDA の Bumiputra のための商業用地の確保という政策は維持さるべきこと。
33. 山林の2分の1は Bumiputra のために保留すること。
34. 契約に当たって、政府は、使用木材の40%を Bumiputra の製材業者から購入するよう条件を設けること。
35. 農業に関する知識の普及と農業普及サービスの拡大。
36. 土地の細分化と分散化を防止する法令の施行。
37. 非経済的な零細土地所有を統合し、それによって過剰となった農民は、他の農地または工業へ誘致すること。
38. 1955年の Padi Cultivators (Central of Rent and Security of Tenure) Ordinance を改正し、小作人保護の施策を強化すること。
39. 小作人の経済的地位を向上させ、かれらが土地を入手しうよう金融措置を講ずべきこと。
40. 農民組合の組織を強化し、国家農村開発委員会と協力して活動すべきこと。
41. 台湾、日本、インド、ビルマの例にならって、土地改革に関する法令を早急に制定すべきこと。
42. Federal Land Development Authority の活動を強化発展させること。
43. Bumiputra の行政的能力を向上させるための訓練機関の設置。
44. 商工業、農業諮問機関の設置。
45. 各州に技術相談機関を設置すること。
46. Bumiputra に対する機械設備のサービスと運輸サービスを提供すること。
47. Bumiputra のための法律相談、事務処理、会計処理等のサービスの提供。
48. 各企業に対し、Bumiputra の雇用を奨励すること。
49. 創始産業法に基づく会社に対する Bumiputra の雇用という条件を確保すること。
50. より多くの有能な Bumiputra の技術者をつくり出すこと。
51. Bumiputra による工業、企業の創立を奨励すること。
52. 調査、見積もり、統計上のサービス機関を作ること。
53. 政府は Bumiputra のための工業開発公社を作り、かれらの工業参加を援助すべきこと。将来は、それらの工業を Bumiputra の手に移すべきこと。
54. 政府は関係各省の高官よりなる常設委員会（委員長は国家農村開発相）を作り、Bumiputra の工業参加を強化すること。
55. この常設委員会に Bumiputra の専門家よりなる専門小委員会を付置すること。
56. 新しい工業は Operating Contract の方法を採用することによって Bumiputra の技術者の欠如という問題を解決すること。
57. RIDA の Training College は年間200人の教育を行ないうよう拡大さるべきこと。
58. 上記の訓練コースは、(1)工業会計、(2)企業管理、(3)商工業経営、についての3カ年コースをもつこと。
59. さらに、上記のカレッジは、商業・工業に関する基礎的知識を与えるようにコースを拡大すること。
60. これらのコースは、(1)商業の know-how を知っているが経験のない者、(2)将来の高い地位を望む者、(3)企業をさらに発展させようという経営者、の三つの層に対して与えられるべきこと。
61. 既存あるいは建設中の工場において、雇用の機会が与えられるような Bumiputra のための5~6カ月の短期教育コースの設置。RIDA は、より多くの Bumiputra の技術者の養成に努めること。
62. 政府は Bumiputra の子弟に対して種々の短期の教育課程を設けること。
63. 政府は、さらに多くの商工業のための教育機関を設けること。
64. Bumiputra の子弟をもっと商工業に向かうよう鼓舞すること。
65. 以上の訓練コースを可能ならしめる機関は、改組された RIDA の中に設けられるべきこと。
66. セランゴール州政府は、新しい Batu Tiga の工業団地に、新しい RIDA Training College のための100エーカー以上の用地を提供すること。
67. 政府は、各州に国家農村開発相の任命になる小委員会を設け、Bumiputra の雇用問題を処理すること。

68. 第1回 KEB の決議の実行を保障するための常設委員会の設置。

69. 第1回 KEB の決議の実施結果を検討するため、適当な機会に第2回の KEB を開くこと。

70. KEB は、この会議を主催した Alliance 政府に感謝する。

そして、ラザク副首相は閉会の辞において、これらの決議を空文に終わらせまいよう政府としてあらゆる努力を行なうことを断言した後、決議に従って Bank Bumiputra, National Corporation, Land Rehabilitation and Consolidation Authority, RIDA の改組（これについては6月6日の新しい MARA のビルの起工式において、すでに発表していた）、Permanent Committee (KEB の決議を執行するための)の設置を確約し、かつ「われわれは、われわれの生活を変える権利と力をもっている。われわれは、最新の諸手段によって、われわれの経済的地位を変える権利と力をもっている」と述べている。そして MARA の発足を、アメリカの Gemini にたとえながら、「この会議は MARA を発足させた。われわれは、この空中船がわれわれを進歩の道へ運んでくれることを期待する」と述べている(以上 *The Straits Times*, June 8, 1965)。

IV

そして、この会議から5カ月経った今日、政府は確かにラザク副首相が確約したように、つぎのような機関を発足させた。

(1) KEB の決議の実施を監督する常設委員会

ラザク副首相を委員長として、15人の委員より成り、6月24日発足（委員名は『アジアの動向』、1965年6号、111ページ参照）。

(2) MARA

6月6日に RIDA の改組が発表され、6月24日に会長 (Dado Abdnl Rahmau bin Musa, RIDA 会長) および7局長 (局長名は、上記『アジアの動向』、113ページ参照) が任命され、MARA の法案は11月11日の議会に提出され、すでに下院を通過した (MARA については、近い将来、稿を改めて紹介するつもりである)。

(3) Bank Bumiputra

7月14日に500万マラヤ・ドルの政府出資により設立されることが明らかとなり、9月17日に Mohd. Raslan bin Dado Abdullah (前会計検査院長) が managing director に任命され、かつ Board of Directors のメンバ

ーも発令され^(註7)、9月30日に発足した。この法案は、11月12日に Development Fund (Amendment) Bill の形で議会に提出され、すでに議会を通過した。

(4) Federal Agricultural Marketing Authority

法律は、すでに6月22日に成立し、9月30日 Hanafiah bin Hussein (Chartered Accountant, 下院議員, KEB の訓練専門委員会の委員長) を会長とし、12人の委員^(註8)により発足した。

(5) National Land Rehabilitation and Consolidation Authority (Incorporation)

この法案が、11月15日、議会に提出され、すでに下院を通過した。

なお、KEB に関連するものとして、すでに Federal Industrial Development Authority Act が1965年1月18日に成立しており、また National Land Code Act も9月18日に成立している。

このようにして、第1回の KEB は成功のうちに終わり、その具体化も一つ一つ進められているのであるが、KEB の終わった直後、マラヤ大学の Aziz 教授は *Berita Harian* 紙上において (1965年6月20日)、Fidraus Abdullah 記者とのインタビューで、(1) Bumiputra の概念を明確にする必要のあること、そうでないと将来、混乱が生ずること、(2) 資本主義方式でゆくのか、協同組合方式でゆくのかという手段の明確化の必要、(3) 現在もマラヤの経済を握っているのは外国資本^(註9)であるということ を忘れてはならないこと、の3点を指摘して、つぎのように述べている。

まず Bumiputra の概念については、それ自体はアカデミックな問題であって、この会議としてはあまり重要でないが、しかしはっきりさせておかないと、近い将来において問題が起こる可能性のあることを指摘した後、早急にだれが Bumiputra に含まるべきであるかを明確にする必要のあることを説いている。しかも Bumiputra という言葉は、言語学上、論理学上、哲学上からきわめてむずかしい問題を含んでいるので、この際よく検討して、十分に説得力のある解答を出さなければならないと述べている。つぎに、KEB の決議をどう実施してゆくかについて、この会議では、資本主義の方式でゆくことを主張する者と、協同組合方式を重視する者との二つのグループがあったが、政府としては、この際、協同組合についてそれが経済発展の上で果たす役割をもっとよく研究して、その重要性を明確にする必要があることを説いている。そして、前者の資本主義方式を主張するグル

ープについては、かれらが自分たちのビジネスにのみ関心を集中し、かつかれらの不満を政府にぶつけることのみ集中したことを批判している。かつ教授は、土地の細分化にふれ、政府がこれを防ぎ、その経済的維持、運営を図るべきことを説いている。そして、最後に、69のKEBの決議が、マレー人を中心とする土着の人々の直面している難問題の解決になるかどうかは今後の具体化の方法にあることを指摘し、政府としては、明確な問題解決の基本方針、方法を明示すべきことを説いている。

それから、5カ月経たないで事態は、Aziz 教授の指摘したように Bumiputra の概念をめぐる、11月13日の国会において、野党 (United Democratic Party の Dr. Lim Chong Yu, Socialist Front の Dr. Tan Chee Khoo, 元 Peoples' Progressive Party の Mr. Devan Nair) から質問が行なわれたのに対し、ラーマン首相はつぎのように答弁している。

すなわち、Bumiputra というのは、一般的には、マレー人、その他の原住民をさすのであるが、法律的には確立された概念ではない。したがって、中国人でも、インド人でも、自分たちを中国人、インド人と見なさないかぎりにおいて、Bumiputra と称することができる。しかし、憲法 153 条がマレー人の特殊な地位を保障するように、当面は Bumiputra という言葉を残して、かれらの経済的遅れを改善する必要がある。しかし、近い将来に、このような言葉が消えて、統一的なマレーシア国民という概念が現実化することを望んでいる (*The Sunday Times*, Nov. 14, 1965 より)。

この点については、KEB の工業専門小委員会委員長の Wan Abdul Hamid が KEB の開会に先だてて KEB の意義づけを行なった “A nation in search of economic equality” (*The Straits Times*, June 5, 1965) における Bumiputra の概念化とその位置づけを想起する必要があるように思われる。すなわち、かれは、まずマレーシアの成立によって、マレー人のみでなく、サバ、サラワクの他の原住民族 (Iban, Muruts, Melanaus 等) が、土着民の中に含まれることによって、これらの人々を総称する言葉として、Bumiputra という言葉が使われるにいたったゆえんを説明した後、これら土着の人々の経済的後進性を改善することが、経済的不平等を除去して、この国の政治的緊張(特に人種間の)をやわらげ、ひいては国民的統一に寄与することになることを、わかりやすく説いている。そしてかれは「もし Bumiputra 以外の国民が、この会議の意味を受け入れて、それが一部の人の

の利益のためでなく、国家全体の発展に寄与するものであることを認めるならば、それは将来に向かって、よい前兆となるといえよう」と結んでいる。

以上において、KEB について、やや詳細に紹介したのであるが、最後にわたくしの印象を述べて、結びとしよう。

KEB の目的は、すでに明らかなように、マレー系の住民およびその他の土着の人々の経済的後進性を克服する道を明らかにすることにおかれていた。その点については、上記の Wan A. Hamid のコメントが示すごとくである。しかし、この国の経済構造をみる場合、そこには人種の差異を越えて、“have” と “have-not” の二つのクラスが存在することは明らかな事実である。また “have-not” の中で、マレー人を中心とする土着の人々が圧倒的に多いことも事実である。したがって、この際、明確にすべきことは、“have-not” の多数を占める Bumiputra の経済的向上を図ることによって、“have-not” 全体の向上を図る方向を志向しているのか、あるいは憲法 153 条の精神を発展させて、当面は Bumiputra の発展のみに主力をそそぐ方向をとるのかを明らかにすることにあるといえる。そして前者の道をとる場合、ラーマン首相が 11 月 13 日の国会で将来に向かっての方向を示唆したように、すみやかに Bumiputra という言葉を変えるべきであるし、後者の道をとる場合 Bumiputra という概念を他の国民が十分受け入れられるようますます明確化(ということは、人種間の緊張を強めないようにするために)しなければならないといえよう。この二つの道に対する明確な態度を、今後とも Alliance 政府は常に求められるであろうし、その挑戦にこたえて、自己の掲げる人種間の平和と経済発展という政策をいかに調和させてゆくかということの中に、KEB の成否と Alliance 政府の将来がかかっているといえよう。もし、この問題が明確にされない場合には、少数ながら漸次台頭しつつあるマレー系ビジネスマン、小資本家の進出に道が開かれるにせよ、大多数の Bumiputra の住む農村の基本問題は未解決のままに残されるおそれがあるといえよう。

しかし、このような大規模な会議が開かれ、Bumiputra の現状が明らかとなり、政府としても、かれらの経済的諸問題の解決に取り組まざるをえない姿勢が示されつつあることは、第 1 回 KEB の成果として、高く評価されるべきことのように考えられる。われわれは、その 69 の決議が、正しく実現されてゆくか否かを見守ってゆきたい。

資 料

(注7) 8人のメンバーは、つぎのごとくなっている。

Mushir Ariff (Company Director, Penang)

L. E. Othman (Lawyer K. L.)

Wan Yahaya bin Haji Mohamed (Company director, Trengganu)

Tengku Razali (Company director, Kelantan)

John Yue (Banker, K. L.)

Robert Kuok (Company director, K. L.)

S. O. K. Ubaidullah (Senator, Businessman)

Mohd. Raslan bin Dato Abdullah (Chartered Accountant)

(注8) 12人の委員はつぎのごとくなっている。

Ungku Abdul Aziz (Professor of Economics, University of Malaya)

Dr. Mahathir bin Mohamad (Member of Parliament, Doctor of Medicine)

Kam Woon Wah (Member of Parliament, Lawyer)

Mausor bin Osman (Executive of the Shell Company)

Ma'arof bin Sheikh Ahmad (Secretary to the Ministry of National and Rural Development)

Thong Yaw Hong (Deputy Secretary, Economic Planning Unit)

Abdul Ghani bin Mohd. (Controller of Trade Division, Ministry of Commerce and Industry)

Abdul Aziz bin Mohamed Yassin (Deputy Chairman of F. A. M. A., former Principal Assitant Secretary, Ministry of Agriculture and Co-operatives)

Arshad bin Hyub (Principal Assistant Secretary, ministry of Finance)

Syed Zahiruddin bin Syed Hassan (Secretary to the Ministry of Agriculture and Co-operatives)

Dato Ganie Gilong (Member of Parliament, Sabah)
他に1名 (Sarawak より)

(注9) 外国資本の現状を示す三つの指標をあげれば、つぎのごとくである。

ゴム 1964年末のマラヤ州のゴム 植付け面積410万3200エーカーのうち、欧米系のエステート452が、112万5793エーカー(4分の1)を所有し、年間生産82万4100トンの2分の1(47万6800トン)を占めている。仮に、ゴム地1エーカーの市場価格2000マラヤ・ドル(市場価格は現在1000~4000マラヤ・ドル

となっている)として、22億マラヤ・ドルの固定資本となる。

錫 1963年末において、錫生産の二大方式である、Dredge方式で107鉱(他に一つ中国人系のものがあるのみ)、Gravel pumps方式で31鉱が欧米系資本の下にあり、年間生産5万9947トンのうち、その2分の1(3万5861トン)を占めている。なお Dredge方式の initial cost は700万~1200万マラヤ・ドル、Gravel pumps方式で10万~15万マラヤ・ドルとなっている。

創始産業 1965年1月末のマラヤ州の創始産業指定企業105社の払込み資本1億6603万6010マラヤ・ドルのうち、外国資本が1億3312万7847マラヤ・ドルとなっている。なお、授權資本は、6億9492万マラヤ・ドルである。

(海外調査員 萩原宜之)

—— 在クアラルンプール ——